

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1)「事業は人なり、人は和なりを原点として、事業を通じ会社の繁栄、社員の福祉、株主の利益、取引先との共存共栄の維持向上を図りつつ、社会に奉仕貢献すること」という当社の経営理念を実現するために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施していくのが、英和グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけています。当社では従来の取締役と監査役の枠組みの下で任意の執行役員制度を導入し、経営の監督と執行の分離を進めるための諸施策を行っており、この形態が当社の経営理念の実現に貢献できるものと考えております。

(2)上記方針に基づく業務執行監督については、取締役会の監督のみならず、監査役会や監査部の強化、リスクマネジメント委員会やコンプライアンス委員会等の各種委員会活動、QMS(品質マネジメント)、EMS(環境マネジメント)及びRMS(リスクマネジメント)の自主的な活動ならびに金融商品取引法に定められた財務報告に係わる内部統制報告制度の適確な運用を通じて、株主その他ステークホルダーの期待に応えられる体制の整備をはかっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権電子行使及び招集通知の英訳】

現在、当社の外国人株主比率は相対的に低いと考えている為、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳は実施しておりませんが、今後、外国人株主比率の推移を踏まえ検討してまいります。

【補充原則2-3-1 サステナビリティを巡る課題】

当社は、事業活動を通じて地球環境保全に貢献し社会的責任を果たすという基本理念の下、環境マネジメントシステムへの取組みを実施しており、国際規格「ISO14001」の認証を、全事業所におきまして取得し、環境に配慮した製品を提供しております。

(URL: <https://www.eiwa-net.co.jp/contents/complnfolso.html>)

サステナビリティを巡る課題に対し、中長期的な企業価値の向上の観点から、収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を行ってまいります。

【補充原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社では、社員一人ひとりが能力を発揮できる会社を目指し、社員教育の徹底とその機会の提供、働き方改革を通じながら成果を出す風土への変革に取り組んでおります。特に、中核人材の登用等における多様性の確保においては、女性活躍推進法に基づき女性が活躍できる環境を整備するための行動計画を作成して、自主的且つ測定可能な目標数値を掲げております。中途採用者においては、労働政策総合推進法に基づき、中途採用比率の結果を当社ホームページで公表しておりますが、中途採用者及び外国人の管理職比率の自主的且つ測定可能な目標については、定めておりません。今後、多様性の確保に向けて、目標設定の必要性について検討を進めてまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示】

当社では、ホームページに英語での情報を一部掲載しておりますが、それ以外には英語での情報開示を実施しておりません。今後、外国人株主比率の推移を踏まえ検討してまいります。

【補充原則4-2-2 サステナビリティを巡る取組みについての基本的な方針の策定】

当社では、サステナビリティを巡る取組みについて、基本的な方針を策定しておりません。今後中期経営計画で社会の変化を見据えた持続的成長戦略に基づく基本方針を策定し、その取組みについては、決算説明資料等により開示してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効活用】

当社では、社外取締役1名と社外監査役2名を独立役員として登録しております。独立社外取締役の選任については、当社の規模、当社取締役会の規模、適切な候補者の確保の困難性等の諸事情に鑑み、現時点では1名のみとしておりますが、今後当社をとりまく環境の変化により、独立社外取締役を増員する必要がある場合には、候補者の選定を検討してまいります。

【補充原則4-8-1 独立社外取締役の情報交換・認識共有】

当社では、独立社外者は3名(社外取締役1名、社外監査役2名)で、いずれも取締役会での意見交換を通じて、十分にその監視機能を果たす責務を果たしていると考えており、現在のところ独立社外者のみを構成員とする会合を設置しておりません。

【補充原則4-8-2 独立社外取締役の経営陣との連携】

当社の独立社外取締役は、取締役会を含めて経営陣及び監査役と積極的に意見交換を行えるよう、連携体制を構築しておりますが、現状独立社外取締役が1名であることから、筆頭者の設定は行っておりません。

【補充原則4-10-1 取締役の指名・報酬についての独立社外取締役の助言】

当社は、独立社外取締役の人数が取締役会の過半数に達してはおりませんが、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の報酬諮問委員会を設置し、ジェンダー等の多様性やスキル等の観点を含め適切な関与、助言を得ております。取締役候補の指名及び執行役員の選任については、現状、任意の指名委員会は設置しておりませんが、取締役会において各候補者の経験や実績、能力、知識等を総合的に説明し、独立社外取締役の意見も十分に踏まえ、取締役会で決定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社は、株価変動によるリスク回避および資産効率の向上の観点から、取引関係の維持・強化及び株式の安定化等、取引先および当社の企業価値の維持・向上に資すると判断される場合を除き、保有しないことを基本方針とし、政策保有株式については、その便益やリスクが資本コストに見合っているか等の項目を個別に精査し、取締役会で定期的に検証を行います。

また、当社の株式を保有する政策保有株主から売却の意向が示された場合は、これを妨げないこととしております。

2. 議決権の行使

当社は、政策保有株式の議決権について、各社の経営方針を尊重したうえで、中長期的な企業価値向上や、株主還元姿勢および社会的責任の観点から議案ごとに確認して、議決権の行使を判断することとしております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社が、役員や主要株主等との間で関連当事者取引を行う場合には、当社取締役会にてその内容及び性質に応じた適切な手続を実施し、取引の確認結果を有価証券報告書等に開示しております。なお、有価証券報告書等にもあり、当社は前期において関連当事者取引を行っておりません。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金として確定給付年金制度と確定拠出年金制度を導入しておりますが、アセットオーナーとしてその運用には関与しておりません。各々の事務担当者には適切な知識を有する人材を登用・配置することとしており、従業員に対しては定期的な資産運用教育を行っております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念については、「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

また、当社の経営戦略や経営計画については、当社ホームページの決算説明資料及び個人投資家向け会社説明会資料をご参照ください。

<https://www.eiwa-net.co.jp/toushi/library.php>

(2)コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針については、当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「1. 取締役報酬関係 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役・監査役候補の指名及び執行役員の選解任について、現状任意の指名委員会は設置しておりませんが、取締役会において、各候補者の経験や実績、能力、知識等を総合的に説明し、独立社外取締役の意見も十分に踏まえ決定することとしております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
株主総会参考書類にて、すべての役員について選任理由を開示しております。

【補充原則3 - 1 - 3 サステナビリティについての取組み】

当社では、サステナビリティを巡る取組みについて、決算説明資料等により開示することとしております。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ、その内容について適切に開示することとしております。

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の委任の範囲】

当社では、取締役会は、「取締役会規則」及び「取締役会審議決議事項」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、業務執行機関として、経営戦略会議を設けるとともに、「決裁権限明細表」を策定し、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。具体的には、取締役会が重要な意思決定と執行の監督を的確に実施するために、業務執行に専念する責任者として執行役員を配置し、取締役から業務執行に関わる権限を大幅に委譲することにより、意思決定の迅速化を図り、スピード経営を追求しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に準拠しております。

独立社外取締役については、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待出来る人物を選定するようしております。また、取締役会において忌憚のない意見を述べるよう配慮しております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社取締役の員数は、定款で定める8名以内で、執行役員への権限委譲の状況等に鑑みて、事業の拡大等に対応した意思決定の迅速化の観点から、都度、適切な規模を決定するものとしております。また、当社は、取締役会の審議を多面的かつ適切に行うためには多様性の確保が重要であると認識し、経営全般、業界知識、財務会計、事業戦略・マーケティング、法務・リスクマネジメント、サステナビリティ、人事・人材育成、国際性、ダイバーシティ、営業・販売、DX・IT等に関する知識・経験・能力を有する者の中から、取締役会全体の適正規模やバランスを考慮しながら取締役を選定するものとします。現在、女性もしくは外国人の取締役は選任しておりませんが、取締役会は、豊富な知識・経験・能力を有する構成メンバーとなっております。なお、各取締役のスキルとの対応関係については、次の取締役選任時に選任理由として説明してまいります。

【補充原則4 - 11 - 2 兼任状況の開示】

社内役員については、他の上場会社役員の兼任はありません。

直前事業年度末における社外役員にかかる他の上場会社役員の兼任状況については、毎年、当該事業年度にかかる定時株主総会招集通知「会社役員の状況」に記載しております。

当社ホームページに掲載しております「定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。

<https://www.eiwa-net.co.jp/toushi/library05.php>

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の評価】

当社では、毎年、取締役会の実効性に関する質問票を全ての取締役および監査役に配布し、回答を得ております。回答の結果を踏まえ、当社取締役会は取締役会の実効性に関する分析および評価を行っております。

< 取締役会の実効性の評価結果の概要 >

・前年の課題としては、「社内業務システムの改善」及び「適切なKPIの設定」を課題として挙げ、取組みました。

・今年の課題としては、「適切なKPIの設定とモニタリング精度の向上」、「取締役会の多様性」の2点を挙げ、さらなる実効性向上のために努めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役トレーニング】

当社では、取締役、監査役の全員を対象とし、コンプライアンスや財務会計等をテーマとした勉強会を年2～3回実施する方針としております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社のIR活動は、代表取締役をトップとして、経営企画部が行っております。IR活動に必要な情報は、情報管理者である各部門長及び子会社各社長より各現場からの情報を経営企画部に集約し、一元管理しております。

(IR活動の内容)

当社の主なIR活動は次のとおりです。

- ・定時株主総会:年1回
- ・決算説明会:適宜
- ・プレス発表:半期ごと
- ・個人投資家向け説明会:原則最低年1回
- ・当社ホームページの企画・運営

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
光通信株式会社	645,000	10.19
阿部 健治	248,680	3.93
東京計器株式会社	246,840	3.90
長野計器株式会社	206,600	3.26
阿部 和男	191,800	3.03
英和社員持株会	173,286	2.74
株式会社百十四銀行	165,188	2.61
阿部 英男	160,766	2.54
阿部 吉典	124,100	1.96
株式会社UH Partners 2	102,400	1.62

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大熊 裕明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大熊 裕明			<p>国外を含め複数の会社経営に携わってきた経験を通じて得た豊富な知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、当社の経営戦略策定等の場面における積極的な助言や、客観性・合理性ある経営陣の業績評価に基づいた経営陣の報酬の決定推進という役割を果たしていただいております。引き続きこの役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものが無く、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	2	1	0	2	社外取締役

補足説明

報酬諮問委員会は、社外役員全員(社外取締役1名及び社外監査役2名)、代表取締役社長、管理担当取締役を委員としております。同委員会では、業務を執行する役員が受ける報酬の方針、個人別の報酬等の内容、その他取締役の報酬等に関し必要とされる事項、報酬制度の改定に関する原案に対し審議を実施し、審議後速やかに取締役会に上申することとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況につきましては、期初に年間監査スケジュールの調整を行った後、監査役の業務監査と会計監査人の会計監査の実施結果報告書に基づき、定期的(およそ2ヶ月に1回)に会合を持ち、改善等の指示・要望を責任者に伝え、効率的な経営に努めております。

内部監査部門につきましては、当社の全拠点を毎期必ず業務監査できるように行っており、監査役監査との重複とならないようスケジュールに配慮して対応しております。なお、それぞれの業務監査後は、随時に打合せ時間をとり、抽出された課題に対し改善に向けた提言やフォローアップを直接責任者に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
仲林 信至	他の会社の出身者													
角本 武	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
仲林 信至			<p>会社代表者として経営に長年携わっており、その豊富な職務経験や知見を、取締役の意思決定および業務執行状況の監査に活かし、当社の経営判断の合理性、健全性の確保への貢献が期待できるため、社外監査役に選任しております。</p> <p>また、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものが無く、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断しております。</p>
角本 武			<p>国税局において国税調査官や税務署長を歴任した後、同氏が設立した税理士事務所の代表を務めております。過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、その豊富な経験・知見と専門知識を、取締役の意思決定及び業務執行状況の監査に活かし、当社の経営判断の合理性、健全性の確保への貢献が期待できるため、社外監査役に選任しております。</p> <p>また、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものが無く、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数 3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業務執行を担う取締役については業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させる方針としております。役位に応じた基本報酬、業績及び担当分野目標に連動する賞与により構成し、業績及び株価に関する目標値に対する達成割合が一定基準を超えた場合のみ中期インセンティブを加算しております。業績連動報酬に係る指標としては、企業の収益力や企業価値を評価する基準として一般的にも定着している適切な指標と考えられる経常利益、売上高、ROE、株価等にウエイト付けして連動させております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員の報酬額については、取締役及び監査役の別に、総額にて有価証券報告書並びに事業報告において開示しております。
なお、取締役及び監査役に支払った報酬額の総額は、取締役 222百万円(うち社外取締役 5百万円)、監査役 18百万円(うち社外監査役 7百万円)、合計 240百万円となっております。(いずれも役員賞与引当金を含み、百万円未満は切り捨てております。)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりです。

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬の内容及び額の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、業績及び担当分野目標に連動する賞与と、業績及び株価に関する中期目標値に対する達成割合が一定基準を超えた場合にのみ加算する中期インセンティブで構成し、毎年、一定の時期に支給することとする。目標とする業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて社外取締役を委員長とする任意の報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

4. 基本報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の役位別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、任意の報酬諮問委員会において検討を行う。

取締役会は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された役位別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬内容を決定することとする。

業績連動報酬のうち、賞与は役位別報酬額から役位別ウエイトに応じた基本報酬額を除いた額とし、上位の役位ほど目標達成に対する変動幅を大きくする。中期インセンティブは、中期目標を達成した場合のみ、役位別報酬額に一定の割合を乗じた額を支給する。

なお、業績連動報酬は、個人別の報酬全体の50%を超えない範囲で支給するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬等の額については、報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会で決議する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する担当セクションや担当者はおりませんが、必要に応じて管理本部及び監査部が適宜必要なサポートを行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

当社には相談役・顧問の制度はございません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

監査役設置会社として、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行うとともに、客観的視点から、社外取締役が事業経営の意思決定に参画することで企業価値の向上を図り、社外監査役が取締役の職務執行を監視・監督することで経営判断の合理性、健全性の確保を図っております。

取締役会は、毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営の基本方針や法令で定められた経営に関する重要事項等を決定しております。

業務執行の方法につきましては、取締役会が決定した経営方針に従い、定期的に行われる経営戦略会議(執行役員等が中心)で業務分担を取決めて執行する方法をとっており、具体的には更に専門部会や部内会議で部門長及び所轄長に直接指示・命令することにより執行する方法を

っております。

なお監査・監督の方法につきましては、取締役は主として取締役会において執行役員等から報告を受けるとともに、監査部等に指示し、または監査部等から報告を得て、執行役員以下の業務執行を監督しております。

監査役は経営戦略会議、経営会議等に出席して業務執行および取締役の監督の状況を監査するとともに、監査部等及び会計監査人と協議し、業務執行の現場に出向き、指示・命令された業務の執行状況等チェックしております。

監査部門(5名)は、社長直轄の内部監査組織として、内部監査手続きに基づき、全拠点の業務監査を行っております。

また、リスクマネジメント、コンプライアンスにつきましては、それぞれ委員会を設置し、社員への浸透をはかることにより、CSR経営の向上に努めております。

なお、会計監査人である有限責任監査法人トーマツにて当社の会計監査業務を執行する指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士は、千崎育利氏、岩淵貴史氏であり、継続関与年数は全員7年以内の為、記載を省略致します。

監査役の監査体制の実効性を高めるための取組みとして、各監査役がオブザーバーとして参加する、代表取締役社長を責任者とした、管理本部長、財務を担当する取締役等及び監査部長を委員とする監査体制検討委員会を設置しております。

当社定款の定めにより、当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)、監査役及び会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社として、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行うとともに、2名の社外監査役を含む3名の監査役と1名の社外取締役による客観的で公正な監視を可能とする経営体制を構築しております。また、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする「報酬諮問委員会」を任意で設置し、報酬の決定において独立性のある答申を行うことで、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう、その実効性を高める体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則として法定日程より3日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は従前から集中日を回避し、株主総会の形骸化を防ぐ努力をしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	原則最低年1回、個人投資家向け説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	東京で代表者自身によるアナリスト・機関投資家向け説明会を適宜開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算説明用ハンドアウト、決算短信、株主通信、その他ディスクローズ情報を当社ホームページで公開しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を全拠点で取得済みです。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

「事業は人なり、人は和なりを原点として、事業を通じ会社の繁栄、社員の福祉、株主の利益、取引先との共存共栄の維持向上を図りつつ、社会に奉仕貢献すること」という当社の経営理念を実現するために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、適正な運用を現実を実施していくことが、英和グループの内部統制システムに関する基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけています。

当社では、従来の取締役と監査役の枠組みの下で任意の執行役員制度を導入し、経営の監督と執行の分離を進めるための諸施策を行っており、この形態が当社の経営理念の実現に貢献できるものと考えております。

また、全ての社員が経営理念の実現に貢献できるよう、役員を含めた社員の行動基準を定めた「役職員行動規範」に則り、健全な社会規範の下で業務を遂行すると共に、リスクマネジメント委員会やコンプライアンス委員会の活動を通して、企業活動における法令順守、公正性、倫理性を確保するための個人々の活動もサポートし、持続可能なCSR経営を積極的に推進します。

(2) 整備状況

内部統制に関する体制や環境の構築状況ですが、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保し、その他業務の適正を確保するための当社の体制は、末端である各拠点における、QMS(品質マネジメント)、EMS(環境マネジメント)及びRMS(リスクマネジメント)の自主的な活動や、金融商品取引法に定められた財務報告に係る内部統制報告制度の適確な運用を基本として、経営計画の実行主体である経営戦略会議(執行役員が中心)の指示・命令・実行が法令および定款に適合しているかのチェックを、取締役会および監査部、監査役会ならびに公認会計士(監査法人)が互いに蜜に連絡をとりながら実施しております。

また、各種損失発生を防止する為の危機管理、発生した際の対処方法を担うリスクマネジメント委員会、法令遵守の的確な運用に資するコンプライアンス委員会といった内部牽制組織が一体として監査・監督することで、適正を確保する体制をとっております。更に、職場における社内規則や法令の違反行為、財務報告の信頼性に重大な影響を与える行為、企業倫理違反行為、その他の当社の社会的信用を低下させる行為を当社社員が会社に通報する「内部通報規程」を制定し、一層の企業倫理の向上と経営の健全化を図っております。情報管理体制としては、「文書管理規程」、「インサイダー取引管理規程」、「機密情報管理規程」、「個人情報管理規程」等を定め、社内文書並びに重要情報の管理を徹底し、機密情報の漏洩、インサイダー取引等の発生防止を図っております。

また、子会社各社についても、当社同様の内部統制に関する諸規程を制定してグループ一体として業務の適正を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は「役職員行動規範」に従い、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、安易な金銭的解決を図ることなく毅然とした態度で対応し、且つ反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とはいかなる取引も致しません。

(2) 整備状況

「大阪府企業防衛連合協議会」および「西警察署管内企業防衛協議会」に加盟しており、平時よりその会合に積極的に参加することで、企業防衛に関する必要な情報収集に努めるとともに、当該事案が発生した場合は、必要に応じて外部の専門機関および弁護士等と連携し、適切な対応策を講じることにしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンス体制の概要

コーポレート・ガバナンス体制については、添付【参考資料1】をご参照ください。

(2) 適時開示体制の概要

a. 基本的な考え方

当社は、当社に与えられた社会的責任・公共的使命を十分果たすと共に、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーから確かな信頼及び正当な評価を頂くことができるよう、社内規程(情報開示規程、インサイダー取引管理規程)に基づき、下記方針の通り適時適切な開示を行うことを基本姿勢といたします。

・金融商品取引法など関連法令および証券取引所の開示規則等を遵守いたします。

・投資家が適切な投資判断を形成する為に重要な情報を積極的に適時・適切に開示いたします。

b. 社内体制

情報開示に関する基本的な考え方に基づき、管理本部長を委員長とした開示委員会を設置し、適時開示における情報の重要性や開示内容の妥当性を判断いたします。

・情報収集

当社グループにおいて重要性のある情報が発生した場合は、情報管理者である各部門長及び子会社各社長より各現場からの情報を総務部に集約し、一元管理いたします。

・適時開示の判断

報告された適時開示に係る情報については、総務部長が開示委員会委員長に開示委員会開催の要否の指示を求め、招集される場合は速やかに開示委員会を開催し情報の適時性・適法性・正確性が確保されるよう審議し、開示の要否を決定いたします。

・適時開示の手続

決定事実および決算情報については開示委員会委員長より開示委員会審議内容を取締役に付議し、決裁承認後遅滞なく開示いたします。また、発生事実については、開示委員会の審議後、代表取締役社長の承認をもって発生後遅滞なく情報開示し、取締役会へは事後報告といたします。

c. 適時開示に係る社内体制については、添付【参考資料2】をご参照ください。

【参考資料2】

適時開示に係る社内体制

